

堺市教育委員会請願取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市教育委員会会議規則（昭和31年教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第21条及び第22条に定めるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）に対する請願の取扱いについて必要な事項を定める。

(請願の取扱い)

第2条 委員会に請願をしようとする者（以下「請願者」という。）は、次の形式で請願を提出しなければならない。

- (1) 書面で提出し、表紙に請願書と記すこと。
- (2) 邦文を用い、請願の要旨は簡明であること。
- (3) 請願者が2人以上ある場合は、その代表者を明示すること。なお、明らかでない場合はその筆頭者を代表者とみなす。
- (4) 請願の宛先は教育長とすること。

2 請願者は、規則第2条第1項に規定する会議（以下単に「会議」という。）の開催日前15日（その日が堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日（以下単に「休日」という。）に当たる場合は、その直前の休日以外の日）の午後5時までに、請願を教育長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、会議の議題に関する請願にあつては、会議の開催日前2日（その日が休日に当たる場合は、その直前の休日以外の日）の午後5時までに、教育長に提出しなければならない。

(委任)

第3条 この要綱に定めるもののほか、請願の取扱いについて必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。